

特定化学物質障害予防規制の対応チェックシート

エチルベンゼンが労働安全衛生関係法令の改正において、特定化学物質に指定						
平成25年1月1日より「労働安全衛生法施行例」・「労働安全衛生規則」・ 「特定化学物質障害予防規則」の改定が行われます。						
すぐに始めよう5箇条・さらに進めよう5箇条						
特化則 振置項目と猶予期間	規則の概要	H25 1.1	H26 1.1	H27 1.1	現在結果 チェック	途中経過 チェック
① 健康診断 エチルベンゼン測定(年間2回)費用概算12,000円 定期法定健康診断(年1回 費用概算8,000円) 有機溶剤検診(年間2回)概算12,000円 塵肺測定費用(3年毎)費用概算6,000円	エチルベンゼンの健康診断を8ヶ月以内に1度受診。 受診結果は30年間の保存が必要。有機溶剤等健康診断に追加して受診が必要 有機溶剤等健康診断個人表は5年間保存 事業を廃止する場合は、 測定・検診結果・作業の記録簿を労基署へ報告。 ①定期健康診断(労働安全衛生規則第44条) ②別途特定従事者の検診(第45条) 違反の処罰 労働安全衛生法 第120条 健康診断違反 50万円以下の罰金に処す。		●			
② 作業記録	毎日、誰がいつ仕事をしたかを1ヶ月ごとに本人が記録する。事業所が30年間の保管が必要 作業概要と従事期間、エチルベンゼンに著しく汚染された時、その概要と 事業者が講じた応急措置。 個人記録は事業所が変わっても引き継ぐ。		●			
③ 注意事項掲示	有機則の掲示に加え、エチルベンゼン取扱い、使用すべき保護具の掲示が必要 看板表示は『エチルベンゼン』『特定化学作業主任者の職務』『立入禁止』 『喫煙・飲食禁止』『特別管理物取扱作業場』などの、看板掲示です。		●			
④ 休憩室・洗浄設備の設置	作業者が休憩できる部屋、洗眼(携帯タイプ可)、うがい等ができる環境作り。 塗装作業に常時労働者を従事させる時は、別の場所に休憩場所が必要。		●			
⑤ 立入り禁止措置	関係者以外立入り禁止という対策講じが必要(パネル・看板表示)		●			
⑥ 作業場での喫煙・飲食禁止	作業場での喫煙及び飲食禁止		●			
⑦ 作業環境測定	6ヶ月以内ごとに1回エチルベンゼンの空気中管理濃度測定が必要。(20ppm) 記録は30年間の保存が必要 (トルエン20ppm) (キシレン50ppm) 従来の有機溶剤中毒予防規則でも必要で、追加項目です。 違反の処罰 労働安全衛生法に基づく 第119条 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する			●		
⑧ 特定化学物質作業主任選任	有機溶剤作業主任者講習を終了した者からの選任が必要。 すでに、有機溶剤作業主任者講習を受講された方であれば選任の対象になります。 資格者がいない場合はこの機会に早めの受講して下さい。			●		
⑨ 発散抑制措置	局部排気装置・ブッシュブル型換気装置の設置・蒸気発散源の密閉措置		●			
⑩ 呼吸用保護具着用	防毒マスクの着用義務化(有機溶剤中毒予防規則と同じ) 防塵マスクでは代用は出来ません。必ず、防毒マスクで有機ガス用吸入缶を使用し、塗装作業従事者の専用のマスクを使用する。 吸入缶は使用頻度により1~2ヶ月で交換		●			
防毒マスク(使用頻度を考慮)概算3,000円 (カートリッジ別途 吸收缶 400円)						

【特定化学物質障害予防規則 該当物質作業記録】 該当物質 エチルベンゼン

年 月分

作業者氏名

作業日	調色作業	塗装作業	汚染事故発生	応急措置
作業時間			ある場合は、年報に記入するため、該当日に✓を入れる	
1日	:	:		
2日	:	:		
3日	:	:		
4日	:	:		
5日	:	:		
6日	:	:		
7日	:	:		
8日	:	:		
9日	:	:		
10日	:	:		
11日	:	:		
12日	:	:		
13日	:	:		
14日	:	:		
15日	:	:		
16日	:	:		
17日	:	:		
18日	:	:		
19日	:	:		
20日	:	:		
21日	:	:		
22日	:	:		
23日	:	:		
24日	:	:		
25日	:	:		
26日	:	:		
27日	:	:		
28日	:	:		
29日	:	:		
30日	:	:		
31日	:	:		

記録管理者氏名

記録開始日 平成 年 月 日

保存期間 30年間